

第一種管理化学物質(大阪府独自指定物質)

号番号	CAS番号	区分	物質名
1	111-76-2	府独自	エチレングリコールモノブチルエーテル
2	64-18-6	府独自	蟻酸
3	126-99-8	府独自	2-クロロ-1,3-ブタジエン (別名クロロプレン)
4	107-30-2	府独自	クロロメチルメチルエーテル
5	123-86-4	府独自	酢酸ブチル
6	7719-12-2	府独自	三塩化リン
7	108-94-1	府独自	シクロヘキサノン
8	110-82-7	府独自	シクロヘキサン
9	119-90-4	府独自	3,3'-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル (別名ジアニシジン)
10	79-19-6	府独自	チオセミカルバジド
11	108-78-1	府独自	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン (別名メラミン)
12	78-59-1	府独自	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン (別名イソホロン)
13	134-32-7	府独自	1-ナフチルアミン
14	102-71-6	府独自	2,2',2''-ニトリロトリエタノール (別名トリエタノールアミン)
15	71-36-3	府独自	1-ブタノール
16	78-93-3	府独自	2-ブタノン(別名メチルエチルケトン)
17	98-00-0	府独自	2-フランメタノール (別名フルフリルアルコール)
18	67-56-1	府独自	メタノール (別名メチルアルコール)
19	99-99-0	府独自	1-メチル-4-ニトロベンゼン (別名p-ニトロトルエン)
20	108-10-1	府独自	4-メチル-2-ペンタノン(別名メチルイソブチルケトン)
21	64-67-5	府独自	硫酸ジエチル
22	77-78-1	府独自	硫酸ジメチル
23	107-66-4	府独自	リン酸ジブチル
24		府独自	揮発性有機化合物 (事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものについては、1気圧の状態での沸点が摂氏150℃以下であるものに限る。)